

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年4月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100545号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年9月1日から同年10月27日まで

臨時的任用職員の常勤講師として平成17年9月1日から平成18年3月24日までB市立C小学校に勤務していたにもかかわらず、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された辞令、B市公立学校の臨時的任用職員の採用及び勤務管理を行っているB市教育委員会の回答並びにB市立C小学校から提出された請求者に係る勤務記録カードにより、請求者は、請求期間のうち平成17年9月1日から同年10月25日までの期間において同小学校で臨時的任用職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求期間当時、B市立C小学校の臨時的任用職員の給与及び社会保険に係る事務を処理していたA事業所の業務を継承したとするD事業所は、請求者に係る給与や社会保険関係の届出等の資料がないため、詳細は不明であるものの、請求期間当時、任用期間が2か月を超える臨時的任用職員の場合は任用された日から厚生年金保険に加入させる取扱いであったが、任用期間が2か月以内の場合は厚生年金保険を含む社会保険には加入させておらず、更新した場合は更新日から加入させる取扱いであったため、請求期間において請求者は厚生年金保険に加入していなかったと考えられる旨回答、陳述している上、B市教育委員会は、任用期間が2か月を超える任用の場合のみ厚生年金保険に加入させており、請求者の平成17年9月1日から同年10月25日までの任用期間については加入させていなかった旨回答、陳述している。

また、日本年金機構は、平成17年9月1日から同年10月25日までの期間については、辞令の任用期間が2か月以内となっており、厚生年金保険法第12条第1項第1号のロに該当し、厚生年金保険の適用除外になるため、厚生年金保険被保険者資格要件はないと思われる旨回答

している。

さらに、請求者は、請求期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している上、E市によると、請求者は平成16年9月21日から平成17年10月24日まで国民健康保険に加入し、保険料は納付されている旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はないと回答している上、請求者が提出した金融機関の給与振込記録からは厚生年金保険料の控除は確認できず、ほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100571号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200013号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年8月21日から平成3年6月7日まで

請求期間においてA社で勤務し、雇用保険の記録も残っているが、厚生年金保険の被保険者記録がない。給与から厚生年金保険料を控除され、健康保険証も受け取った記憶があるので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入手続及び保険料控除の有無については、A社の請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は、当時の資料が保管されていないため不明である旨回答している。

また、A社が平成元年4月1日から平成9年1月31日まで加入していたB厚生年金基金は、平成26年5月28日に企業年金連合会に代行返上しているが、同連合会によると、請求者に係る同基金の加入記録はない旨回答している。

さらに、請求期間当時にA社が加入していたC健康保険組合によると、請求者に係る同健康保険組合の加入記録はない旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求期間当時のA社に係る厚生年金保険の被保険者整理番号は連番で記載されており、当該番号に欠番がない上、請求者の氏名は確認できない。

また、請求期間当時にA社で勤務していた同僚によると、同社では入社から一定期間経過後に希望者のみ厚生年金保険に加入させていたと回答していることから、同社では、社員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。